

日本郵便株式会社 ヒアリング資料

平成 28 年 9 月 13 日

- I 郵便サービスの種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1 郵便サービスの種別の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2 郵便料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 3 引受物数の推移(第一種・第二種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 4 収支の推移(第一種・第二種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 5 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- II 政策的な低廉料金サービス[第三種・第四種]・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 1 制度趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 2 承認・指定件数の推移(第三種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 3 承認・指定件数の推移(第四種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 4 引受物数の推移(第三種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 5 引受物数の推移(第四種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 6 収支の推移(第三種・第四種)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 7 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- III 郵便法に定める認可・届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 1 郵便料金の認可・届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 2 郵便約款の認可等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 3 郵便業務管理規程の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 4 郵便業務の一部委託の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 5 郵便認証司の任命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 6 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

IV	郵便局の設置状況等	24
1	郵便局の設置基準	25
2	郵便局数の推移	26
3	過疎地における営業中の郵便局数の推移	27
4	過疎地における郵便局の利用状況	28
5	課題	29
V	郵便局店舗の最適配置のための取組	30
1	郵便局店舗の最適配置のための取組	31
2	都市部の郵便局の統廃合	32
3	郵便局の新規出店	33
4	需要規模に応じた運営形態の見直し等	34
5	自治体施設の空きスペースへの移転	35
VI	簡易郵便局に対する取組	36
1	簡易郵便局の受託者の確保と受託者の属性	37
2	一時閉鎖中の簡易郵便局に対する取組	38

郵便サービスの現状等

P O S T

I 郵便サービスの種別

1 郵便サービスの種別の概要①

- 郵便サービスの種別(第一種～第四種)は、郵便法で規定。
- 第一種、第三種及び第四種のおきさ・重量の制限は、郵便法で規定。
- 郵便書簡※1と第二種のおきさ・重量は、日本郵便株式会社が郵便約款で規定。

種別	定義	重量※2	おきさ※2	
			最大	最小
第一種	① 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む)したもので、郵便葉書でないもの)を内容とするもの ② 第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないもの 【郵便法第20条】	4kg以下 【郵便法第15条第1項】	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm 【郵便法第15条第1項】	①円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも6cm×12cm以上の耐久力のある厚紙又は布製のあて名札を付ければ取扱可 【郵便法第15条第2項】
	③ 郵便書簡 【郵便法第20条】	25g【約款第19条】	縦20.1cm、横27.7cmの紙であって、折り畳んだときのおきさが、長さ16.5cm、幅9.2cm【約款第17条】	
第二種	郵便葉書(通常葉書及び往復葉書) 【郵便法第21条】	通常葉書の場合、2g～6g【約款第8条】	通常葉書の場合、長辺15.4cm、短辺10.7cm 【約款第8条】	通常葉書の場合、長辺14cm、短辺9cm 【約款第8条】
第三種	定期刊行物 【郵便法第22条】	1kg以下 【郵便法第15条第1項】		①円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ14cm、直径等3cm
第四種	① 通信教育用(※2)	3kg以下 【郵便法第15条第1項】	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm 【郵便法第15条第1項】	②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも6cm×12cm以上の耐久力のある厚紙又は布製のあて名札を付ければ取扱可 【郵便法第15条第2項】
	② 点字			
	③ 特定録音物等			
	④ 植物種子等			
	⑤ 学術刊行物			

点線内は、郵便約款により規定

※1 郵便書簡：料額印面付き便せん兼用封筒

※2 おきさ又は重さの制限を超える郵便物についても、郵便約款に定めれば取扱可能(通信教育用郵便物(1kg→3kg)、巡回郵便物(4kg→10kg))。 2

1 郵便サービスの種別の概要②

- 第三種郵便物は、郵便法に規定する条件を具備する定期刊行物について、日本郵便株式会社が承認。
- 点字・盲人用録音物の発受施設、学術刊行物の指定は、総務省令で定める基準※に従い日本郵便株式会社が指定。

種別	郵便法上の定義	約款上の要請事項
第三種	<p>① 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるもの。</p> <p>② 日本郵便株式会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき承認をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数(4回)以上、号を追って定期に発行するものであること。 ・ 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。 ・ 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。 	<p>① 定期刊行物には、その表紙の上部に題号、発行の定日、逐号番号、発行年月日及び「何年何月何日第三種郵便物承認」の文字を記載</p> <p>② 表紙の次ページ以下の上部に題号又は略称、発行年月日及び「第三種郵便物承認」の文字を記載</p> <p>③ 第三種郵便物の承認を受けようとする発行人は、当社が別に定めるところにより承認を請求</p> <p>④ 定期刊行物発行の都度、見本を提出</p> <p>⑤ 年1回の定期調査(発行部数(1回500部以上)、発売部数(1回の発行部数の80%以上の発売)の調査)</p> <p>⑥ 見本調査(広告掲載量(全体の50%以下)、発行状況(発行の定日に発行されているか)の調査)</p>
第四種	<p>次の郵便物で開封とするもの。</p> <p>法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)</p>	同左
	<p>点字</p> <p>盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの</p>	<p>① その発受等を届け出た郵便局に差し出す</p> <p>② 内容品の表紙又は表面の上部又は右側部に「(認可又は認定監督庁)認可(又は認定)通信教育」の文字を明瞭に記載</p> <p>③ 郵便物の表面の見やすい所に「通信教育」の文字を明瞭に記載</p>
	<p>特定録音物等</p> <p>① 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物</p> <p>② 点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準※に従い日本郵便株式会社が指定するものに限る。)から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの</p>	<p>① 郵便物の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載</p> <p>② 特定録音物等郵便物の発受施設の指定を受けようとする者は、当社が別に定めるところにより指定を請求</p>
	<p>植物種子等</p> <p>植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの</p>	—
	<p>学術刊行物</p> <p>① 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準※に従い日本郵便株式会社が指定するもの)に限る。)を内容とする郵便物</p> <p>② 発行人又は売りさばき人から差し出されるもの</p>	<p>① 学術刊行物の指定を受けようとする団体は、当社が別に定めるところにより指定を請求</p> <p>② 学術刊行物郵便物の差出し等を届け出た郵便局に差し出す。</p> <p>③ 郵便物の表面の見やすい所に「学術刊行物」の文字を明瞭に記載</p>

※ 総務省令で定める基準：盲人用録音物又は点字用紙の発受の業務を継続的に行っている施設であること(発受施設)、研究者が主体となって自主的に学術の研究を行う団体が発行する刊行物であること、人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究の発表及び論議を主たる目的として発行する刊行物であること(学術刊行物) 等

2 郵便料金①

- 郵便制度は明治4年(1871年)に創設。明治6年(1873年)には料金を全国均一化。郵便葉書を発行。
- その後、種々の制度改正を経て、昭和41年(1966年)には、郵便物の機械的処理・能率的処理を促進するため、第一種を定形と定形外に分類し、現行の料金体系が確立。
- 平成6年(1994年)以降、平成26年(2014年)の消費税率改定に伴う改定を除き、22年間郵便料金を据え置き。

【第一種・第二種】 現行料金体系が確立した昭和41年(1966年)から記載。

据置き

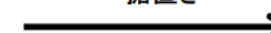
種別	昭和41年 (1966年) 7月	昭和47年 (1972年) 2月	昭和51年 (1976年) 1月	昭和56年 (1981年) 1月	平成元年 (1989年) 4月	平成6年 (1994年) 1月	平成26年 (2014年) 4月
第一種 (定形)	~25g:15円 ~50g:20円 郵便書簡:15円	~25g:20円 ~50g:25円 郵便書簡:20円	~25g:50円 ~50g:60円 郵便書簡:50円	~25g:60円 ~50g:70円 郵便書簡:50円	~25g:62円 ~50g:72円 郵便書簡:51円	~25g:80円 ~50g:90円 郵便書簡:60円	~25g:82円 ~50g:92円 郵便書簡:62円
第一種 (定形外)	~50g:25円 ~500g:50ごとに 10円増 ~1kg:200円 1kgを超える1kgごと に500円増	~50g:40円 ~200g:50ごとに 15円増 ~500g:100ごとに 30円増 ~1kg:250円 ~2kg:700円 ~3kg:1,200円 ~4kg:1,700円	~50g:100円 ~100g:140円 ~250g:200円 ~500g:300円 ~1kg:600円 1kgを超える1kgまで ごとに:600円増	~50g:120円 ~100g:170円 ~250g:240円 ~500g:350円 ~1kg:700円 1kgを超える1kgまで ごとに:700円増	~50g:120円 ~100g:175円 ~250g:250円 ~500g:360円 ~1kg:670円 ~2kg:930円 ~3kg:1,130円 ~4kg:1,340円	~50g:130円 ~100g:190円 ~250g:270円 ~500g:390円 ~1kg:700円 ~2kg:950円 ~3kg:1,150円 ~4kg:1,350円	~50g:120円 ~100g:140円 ~150g:205円 ~250g:250円 ~500g:400円 ~1kg:600円 ~2kg:870円 ~4kg:1,180円
第二種 (通常葉書)	7円	10円	20円	40円 (30円 [※])	41円	50円	52円

※ ()内は、昭和56年(1981年)1月20日から同年3月31日までの間に適用する料金。

2 郵便料金②

【第三種・第四種】 現行料金体系が確立した昭和41年(1966年)から記載。

据置き



種別		昭和41年 (1966年) 7月	昭和46年 (1971年) 7月	昭和51年 (1976年) 1月	昭和56年 (1981年) 1月	平成元年 (1989年) 4月	平成6年 (1994年) 1月	平成26年 (2014年) 4月	
第三種	一般 50gまで。()内は50gを超える50gごと	100gごとに6円※1	12円(4円増)	25円(4円増)	40円(5円増)	41円(5円増)	60円(8円増) 【50円(7円増)】 ※3	62円(8円増)	
	低料	毎月3回以上発行する新聞紙 50gまで。()内は50gを超える50gごと	~100g: 3円 100gを超える50gごとに1円増	6円(2円増) 官報・公報・週3回以上発行する新聞紙 6円(1円増)	15円(2円増)	25円(3円増)	26円(3円増)	40円(6円増) 【33円(4円増)】 ※3	41円(6円増)
		心身障害者団体が発行する定期刊行物 50gまで。()内は50gを超える50gごと	-	-	6円(2円増)	8円(3円増)		同左	
		毎月3回以上発行する新聞紙 上記以外			12円(4円増)	15円(5円増)			同左
第四種	通信教育用 100gまで。()内は100gを超える100gごと	4円(4円増)※2	6円(6円増)	8円(8円増)	12円(10円増)		15円(10円増)	同左	
	点字及び特定録音物等	無料						同左	
	植物種子等 ()内は100gを超える100gごと	6円(6円増)	15円(15円増)	45円(45円増)	~50g: 50円 ~100g: 100円 (50円増)	~50g: 51円 ~100g: 103円 (51円増)	~50g: 70円 ~100g: 140円 (60円増)	~50g: 72円 ~75g: 110円 ~100g: 130円 ~150g: 170円 ~200g: 210円 ~300g: 240円 ~400g: 280円 400gを超える100gごとに51円増	
	学術刊行物 100gまで。()内は100gを超える100gごと	10円(10円増)	15円(15円増)	20円(20円増)	30円(20円増)	31円(21円増)	35円(25円増)	36円(26円増)	

※1 昭和36年(1961年)6月の改定。

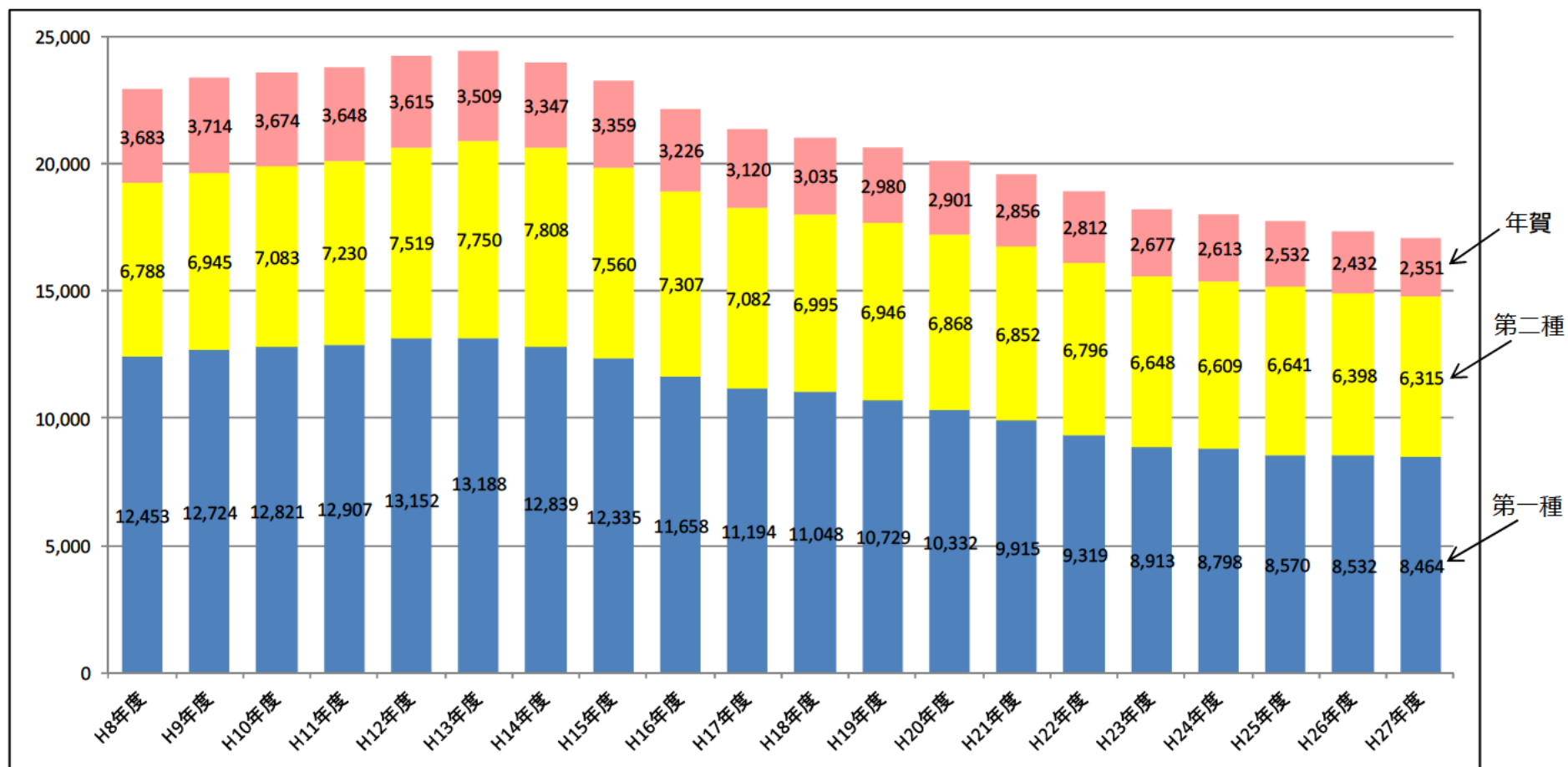
※2 昭和26年(1951年)11月の改定。

※3 【 】内は、平成6年(1994年)1月24日から同年3月31日までの間に適用する料金。

3 引受物数の推移(第一種・第二種)

- 第一種の引受物数は、平成13年度(2001年度)をピークに連続して減少。
- 第二種の引受物数は、平成14年度(2002年度)をピークに平成25年度(2013年度)を除き、連続して減少。

単位：百万通



4 収支の推移(第一種・第二種)

- 第一種は、連続して黒字を計上しているが、利益幅は年々減少。
- 第二種は、平成24年度(2012年度)を除き赤字を計上し、その額も増大。平成27年度(2015年度)は、赤字額が300億円近くまで拡大。

単位：億円

区別		20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度* (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第一種	営業収益	7,780	7,484	7,035	6,774	6,633	6,473	6,597	6,678
	営業費用	6,976	6,796	6,668	6,226	6,175	6,200	6,474	6,559
	営業利益	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	営業収益	4,145	4,142	4,084	3,948	3,910	3,855	3,761	3,677
	営業費用	4,213	4,214	4,283	3,956	3,827	3,895	3,976	3,971
	営業利益	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

1 物数の減少

- ・ 平成13年度(2001年度)をピークに一貫して減少傾向。
- ・ 一方で、配達箇所数は横ばいであることから、引受物数の減少が営業費用の減少につながりにくい。

【配達箇所数の推移】

平成20年度(2008年度)58,901千箇所
 平成22年度(2010年度)61,644千箇所
 平成25年度(2013年度)61,790千箇所
 平成26年度(2014年度)60,581千箇所

2 コスト増

大型郵便物(定形外)の増加によるコスト増。

- 定形外は近年増加の傾向。

平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
9.6億通 (+1.4%)	10.2億通 (+6.5%)	11.3億通 (+10.5%)

- 郵便物の厚さが3cmを超えると持戻率が急増。

	持出個数	持戻個数	持戻率
3cm以下	69,240個	329個	0.5%
3cm超	2,508個	358個	14.3%
合計	71,748個	687個	1.0%

※ 平成26年(2014年)日本郵便株式会社の調査結果(全国100郵便局(各支社8局、沖縄支社のみ4局)を対象に、ゆうパケット及びゆうメールの配達状況を調査)

3 第二種の赤字

第二種の大幅な赤字。

平成25年度(2013年度)▲39億円
 平成26年度(2014年度)▲215億円
 平成27年度(2015年度)▲294億円

Ⅱ 政策的な低廉料金サービス

[第三種・第四種]

1 制度趣旨

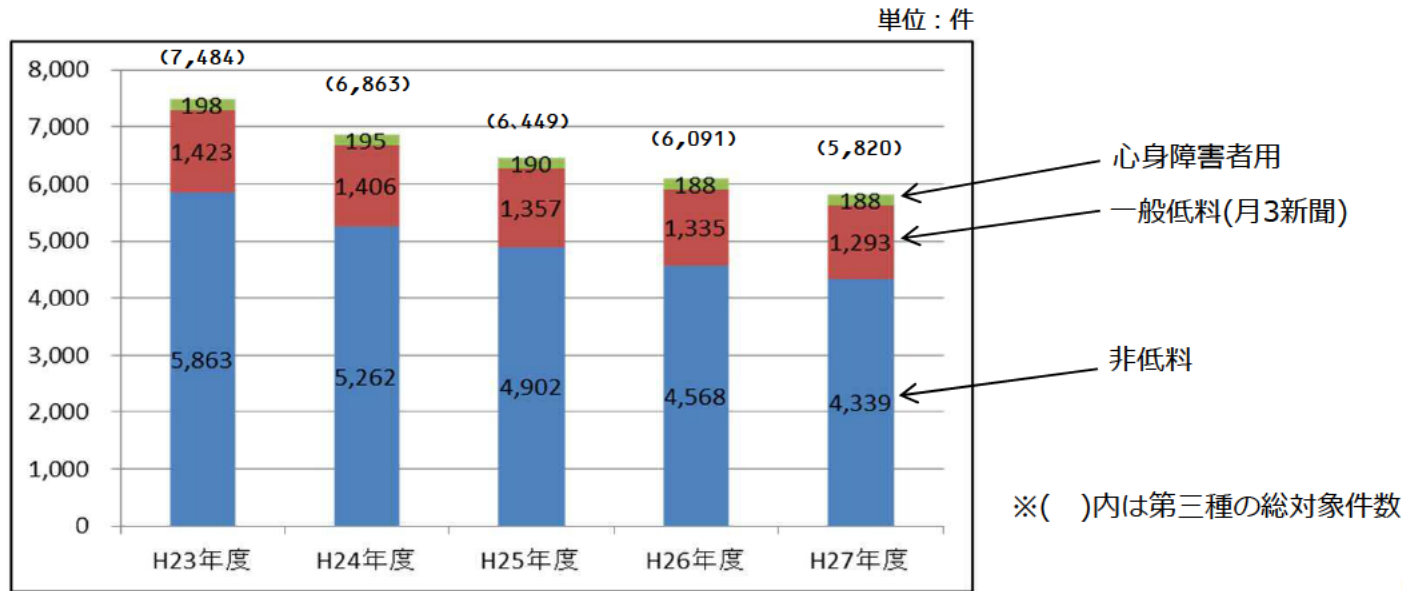
- 現行の第三種は、郵便事業が創業された明治4年(1871年)に創設。(認可を受けた新聞)
- 明治16年(1883年)に、認可を受けた新聞紙を第三種とし、書籍、印刷物、商品見本等を第四種とし、対象の変遷を経て現在に至る。
- 第三種・第四種は、政策的な要請により低廉な料金を設定。

種別		制度趣旨
第三種		「国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資する」
第四種	通信教育用	「通信教育は、教育の民主化と機会均等とを保障するものとして、学校教育法等の法令で制度化されていることから、その重要な教育手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとするもの」
	点字	「盲人が知識又は慰安を得るための点字印刷物及び録音物等の入手に当たって、郵便に依存する度合いが他に比較して高く、加えてこれらの郵便物は重量が重く料金負担が大きいので、これを無料にすることにより、盲人の福祉の増進の一端を担おうとするもの」
	特定録音物等	
	植物種子等	「優良な農産種苗等の頒布を容易にすることにより、農業の生産性向上に寄与する」
学術刊行物		「学術研究の振興は、わが国の最も重要な政策の一つであることにかんがみ、学術に関する団体から発行される学術に関する刊行物の郵送料を軽減することにより、その目的の達成に協力」

出典：郵便法概説(昭和57年 郵便法令研究会)
 ※ 下線は当社で付記。

2 承認・指定件数の推移(第三種)

- 第三種の対象刊行物数は、連続して減少。新規承認は、雑誌の創刊によるもの。
- 新規承認件数も減少。出版業界を取り巻く環境が厳しく、定期刊行物を継続して発行することが難しくなったこと、他社メール便の利用により、第三種を利用する必要性がなくなったこと等によるものと考えられる。



単位：件

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	対象刊行物数	7,484	6,863	6,449	6,091	5,820
	増減率	▲10.4%	▲8.3%	▲6.0%	▲5.6%	▲4.4%
	(内訳) 非低料	5,863	5,262	4,902	4,568	4,339
	一般低料(月3新聞)	1,423	1,406	1,357	1,335	1,293
	心身障害者用	198	195	190	188	188
	(再掲) 新規承認	14	9	5	6	3
	(内訳) 非低料	11	7	2	3	2
	一般低料(月3新聞)	3	2	3	3	0
心身障害者用	0	0	0	0	1	

3 承認・指定件数の推移(第四種)

- 通信教育用の利用者数は、若干の増加傾向。
- 植物種子等の利用の約半数が特定の2社で占められている。
- 第四種の指定件数は、学術刊行物が微減、特定録音物等は横ばい。
- 学術刊行物の新規の指定件数は、平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)は0件。平成25年度(2013年度)以降も1桁台。

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
通信教育用	利用者数(※)	388件	403件	415件	452件	456件
	増減率	0.5%	3.9%	3.0%	8.9%	0.9%
植物種子等	利用者数(※)	157社	167社	186社	216社	189社
	増減率	12.9%	6.4%	11.4%	16.1%	▲12.5%
学術刊行物	指定件数	2,214件	2,133件	1,976件	1,945件	1,909件
	増減率	▲2.8%	▲3.7%	▲7.4%	▲1.6%	▲1.9%
	(再掲)新規件数	0	0	2	1	4
特定録音物等 (発受施設の指定)	指定件数	2,708件	2,737件	2,753件	2,573件	2,601件
	増減率	1.5%	1.1%	0.6%	▲6.5%	1.1%
	(再掲)新規件数	38	25	18	16	30

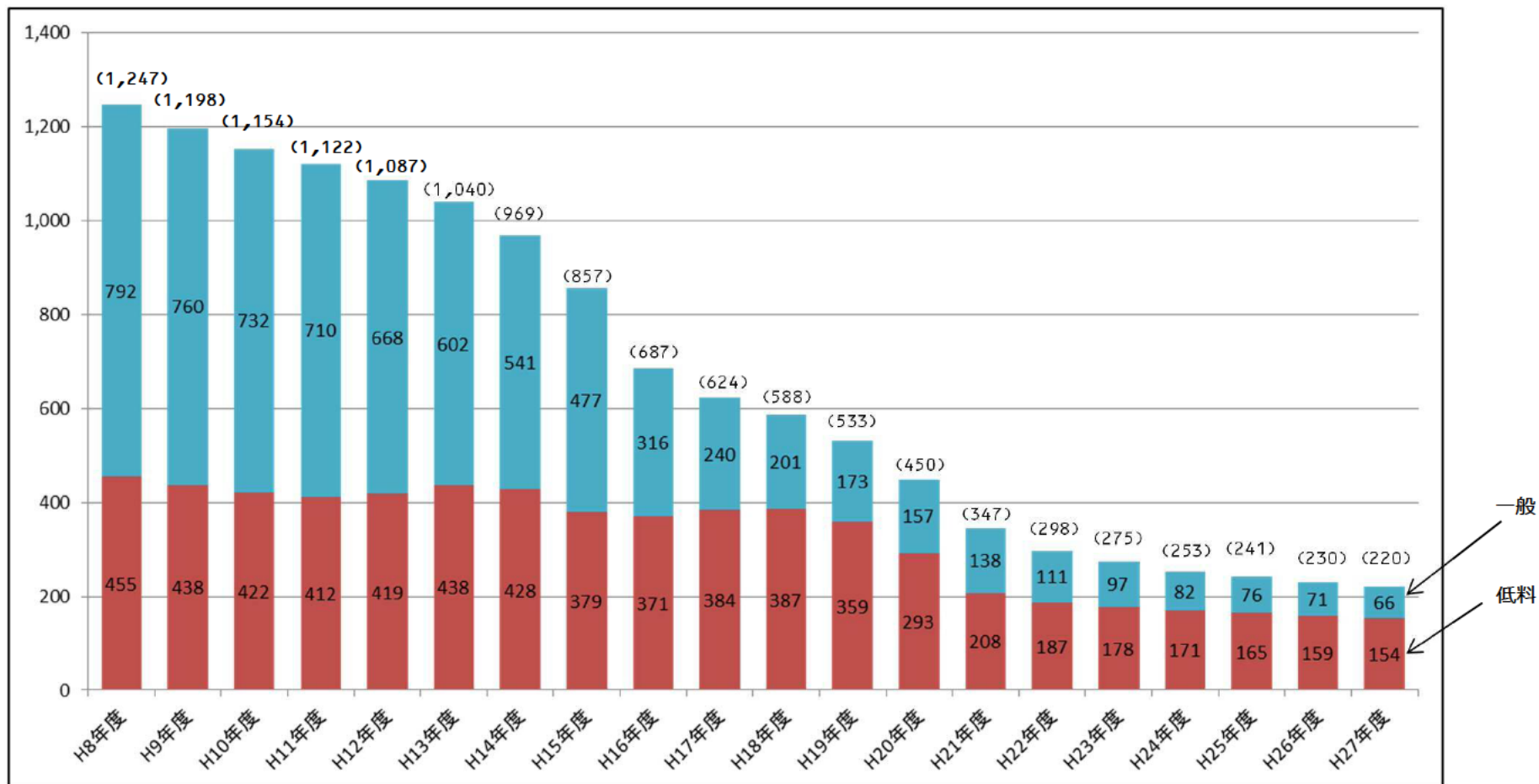
※ 後納の利用者（全体の約6割）。

4 引受物数の推移(第三種)

○ 第三種の引受物数は、一般、低料ともに連続して減少。

【第三種】

単位：百万通



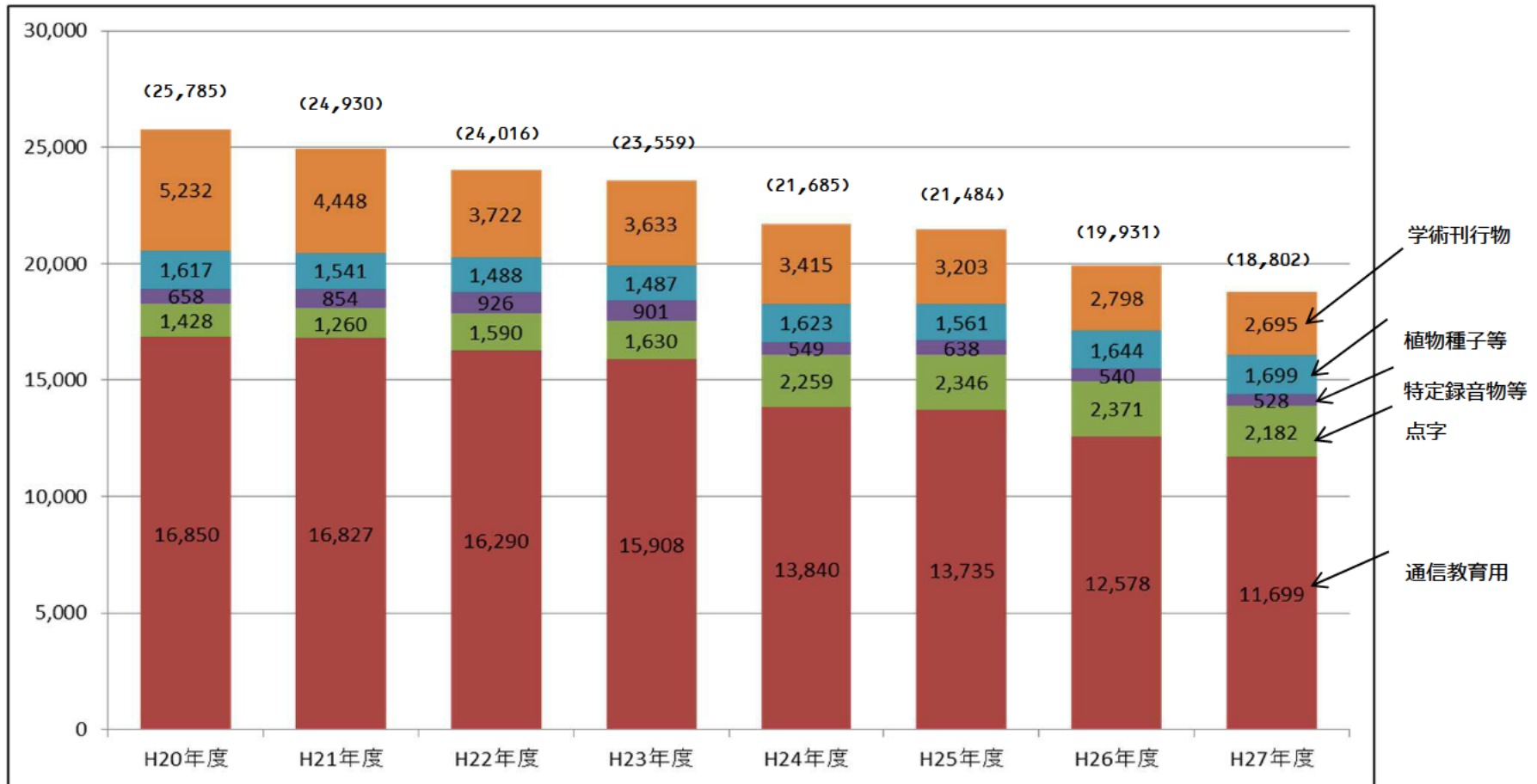
※()内は第三種の総通数

5 引受物数の推移(第四種)

- 第四種の引受物数の内訳を調査している平成20年度(2008年度)以降の物数をみると、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい。その他は減少している。

【第四種】

単位：千通



※()内は第四種の総通数

6 収支の推移(第三種・第四種)

- 第三種・第四種は、郵便法で第一種よりも低廉な料金を設定することが義務付けられており、構造的に赤字。
- 最近5年間を見ると、第三種は70億円弱、第四種は11億円強の赤字が継続。

単位：億円

区別		20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 [※] (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	営業収益	199	173	145	131	117	111	105	99
	営業費用	304	262	234	198	178	174	170	166
	営業利益	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	営業収益	10	9	9	8	8	8	7	7
	営業費用	28	31	23	20	19	20	20	18
	営業利益	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

【参考】郵便法第67条第3項・第4項

- 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - ・ 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
 - ・ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - ・ 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

1 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減(第三種)
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由(第三種)

※ 公職選挙法第148条では、新聞や雑誌が選挙報道や評論等を自由に掲載できるために第三種の承認を必要条件としている(その他の条件として、定期有償頒布等。)

- ・ 盲人の福祉の増進(点字・特定録音物等)

2 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化(通信教育用)
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加(植物種子)
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化(学術刊行物)

3 赤字体質

構造的な赤字

- ・ 第三種：平成27年度(2015年度)▲67億円
- ・ 第四種：平成27年度(2015年度)▲11億円

4 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターを設置
(正社員9名、期間雇用社員15名)

Ⅲ 郵便法に定める認可・届出

1 郵便料金の認可・届出

- 郵便料金の制定・変更は、総務大臣の認可又は届出。
- 詳細な認可条件及び届出適合条件が法定。

区別	認可/届出	備考
第一種	届出 (事前)	【届出適合条件】 ① 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ② 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと (会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く) ③ 第一種郵便物(郵便書簡を除く)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(定形郵便物)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(82円)を超えないものであること ④ 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること ⑤ 定率又は定額をもつて明確に定められていること ⑥ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種		
第三種	認可	【認可条件】 ① 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く) ② 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ③ 定率又は定額をもつて明確に定められていること ④ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種		
特殊取扱・手数料	届出 (事前)	【上記届出適合条件(②～④を除く)に同じ】 (書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達、速達、特定記録郵便、交付記録郵便)
	届出 (新規:事前 変更:事後)	【上記届出適合条件(①～④を除く)に同じ】 (新特急郵便、配達時間帯指定郵便、本人限定受取郵便、代金引換、年賀特別郵便、配達日指定郵便、巡回郵便、特定期間引受配達地域指定郵便、電子郵便、手数料)
国際郵便	届出 (事前/事後)	【上記届出適合条件(②～④を除く)に同じ】 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること

- 郵便約款の制定・変更は、総務大臣の認可。
- なお、利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件並びに地域・期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件は、総務大臣の認可不要。

(1) 約款の認可

【郵便法第68条第1項】

会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 認可条件

【郵便法第68条第2項】

- ア 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - ・ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ・ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ・ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ・ その他会社の責任に関する事項
- イ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(3) 軽微事項の例外

【郵便法第68条第1項、郵便法施行規則第29条】

郵便法第68条第1項の総務省令で定める軽微な事項に係る約款変更は、認可不要。

- ア 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- イ 地域及び期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

- 郵便業務管理規程の制定・変更は、総務大臣の認可。

(1) 郵便業務管理規程の認可

【郵便法第70条第1項】

会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 記載事項

【郵便法第70条第2項、郵便法施行規則第31条】

- ① 郵便の業務の管理に関する事項
- ② 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- ③ 郵便物の配達の方法
- ④ 上記②・③に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- ⑤ その他総務省令で定める事項（郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に関する事項等）

(3) 認可条件

【郵便法第70条第3項】

- ・ 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ・ 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
- ・ 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準^{※1}に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
- ・ 郵便物(国際郵便を除く)について差し出された日から三日^{※2・3}以内に送達することが定められていること。
- ・ 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
- ・ その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

※1 (総務省令で定める基準)①休日及び一月二日を除き、月曜日から土曜日までの六日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。②交通困難地で周年又は一定期間内通常の方法で配達できない地域にあてて差し出された場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること。

※2 国民の祝日に関する法律に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。

※3 郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域(離島)から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内

- 郵便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可。
- 離島における郵便物の引受け・集配作業所における仕分業務等について業務委託を実施。

(1) 業務の委託

【郵便法第72条第1項】

会社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

(2) 認可条件

【郵便法第72条第2項】

総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- ① 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- ② 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(3) 主な認可業務

- ア 離島における郵便物の引受け・仕分業務(小笠原諸島・父島、北大東島、栗国島等)
- イ J P ビズメール株式会社におけるコンピュータ発信型電子郵便とする郵便物の作成業務及びこれに付随する業務
- ウ 日本郵便デリバリー株式会社における郵便物の引受業務

- 平成19年(2007年)10月の民営化により、内容証明及び特別送達の取扱いに係る認証を行う郵便認証司制度が創設。
- 郵便認証司は、会社が推薦し、知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命。

1 任命

【郵便法第59条第1項・第2項】

- 郵便認証司は、認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命。
- 任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行う。
※ 推薦は、年2回実施。

【参考】

- 郵便認証司の職務
 - ・ 内容証明の取扱いに係る認証(総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物の内容である文書の内容を証明するために必要な手続が適正に行われたことを確認し、当該郵便物の内容である文書に当該郵便物が差し出された年月日を記載することをいう。)をすること。
 - ・ 特別送達の取扱いに係る認証(総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法第三条から第六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法第九条の書面に適正に記載されていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。)をすること。

2 郵便認証司の社員数の推移

単位：人

年度	人数
平成25年度(2013年度)	86,524
平成26年度(2014年度)	86,423
平成27年度(2015年度)	86,804
平成28年度(2016年度)	87,136

※ 郵便認証司の人数は、毎年4月1日時点の人数。

1 郵便料金の認可・届出

試験的役務についても料金属届出が必要(料金については、約款認可のような軽微事項の例外なし)。

2 郵便業務管理規程の認可

消費税増税対応や料金改定時における郵便切手等の料額印面を変更する際、郵便業務管理規程の変更認可及びこれに伴う審議会諮問の手続を経る必要がある。

3 郵便の業務の一部委託の認可

個別の受託者の個別の受託業務ごとに認可が必要となっており、受託者が変更した場合や既存受託者の受託業務追加の場合などにおいて認可申請手続が必要。

4 郵便認証司

- ・ 郵便認証司の任命には、
 - ① 郵便局で必要な郵便認証司の数を調査(人事異動、退職者の補充)
 - ② 本社への報告
 - ③ 本社での候補者名のチェック
 - ④ 総務省に推薦
 の作業が必要。
- ・ また、任命後は本社から任命書を各郵便局に送付するなど、制度の運用に負荷。

郵便局ネットワークの現状

POST

IV 郵便局の設置状況等

1 郵便局の設置基準

- 郵便局等の設置に関しては、ユニバーサルサービスを着実に提供できるよう、日本郵便株式会社法及び施行規則の定めるところに基づき、過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することとしている。

日本郵便株式会社法(平成17年 法律第100号)(最終改正:平成24年 法律第30号)

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 (略)

日本郵便株式会社法施行規則(平成19年 総務省令第37号)(最終改正:平成26年 総務省令第36号)

(郵便局の設置基準等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所(関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所(関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

2 郵便局数の推移

○ 営業中の郵便局数については、民営化後大きな変化なく維持している。

		郵便局株式会社						日本郵便株式会社				
		2007年 10月1日	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年 10月1日	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
営業中	直営郵便局	20,234	20,234	20,237	20,227	20,096	20,153	※1 20,176	20,164	20,143	20,117	※2 20,097
	簡易郵便局	3,882	3,859	3,939	4,053	4,041	4,069	4,057	4,066	4,081	4,065	4,029
	小計	24,116	24,093	24,176	24,280	24,137	24,222	※1 24,233	24,230	24,224	24,182	※2 24,126
一時閉鎖中	直営郵便局	7	9	9	9	137 (うち129は震災)	64 (うち53は震災)	64 (うち52は震災)	63 (うち49は震災)	66 (うち47は震災)	70 (うち46は震災)	68 (うち44は震災)
	簡易郵便局	417	438	354	242	255 (うち61は震災)	228 (うち29は震災)	240 (うち26は震災)	232 (うち20は震災)	221 (うち15は震災)	218 (うち14は震災)	258 (うち14は震災)
	小計	424	447	363	251	392 (うち190は震災)	292 (うち82は震災)	304 (うち78は震災)	295 (うち69は震災)	287 (うち62は震災)	288 (うち60は震災)	326 (うち58は震災)
合計		24,540	24,540	24,539	24,531	24,529	24,514	24,537	24,525	24,511	24,470	24,452

※1 会社統合に伴い、旧郵便事業会社の支店の25局を含む。

※2 局数計のうち、3,356局は集配拠点となっている(2015年度末) (旧郵便事業株式会社の支店(1,076局)及び集配センター(2,280局))

3 過疎地における営業中の郵便局数の推移

○ 過疎地における郵便局ネットワーク水準も維持している。

過疎地における郵便局数が300局余り増加しているのは、過疎地に指定された地域が追加されたことによる。(※1, 2)

	郵便局株式会社							日本郵便株式会社				
	2007年 10月1日	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年 9月30日	2012年 10月1日	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
過疎地における 営業中の郵便 局数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692	7,665
直営 郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655	5,642
簡易 郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037	2,023

※1 旧郵便局株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

※2 日本郵便株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

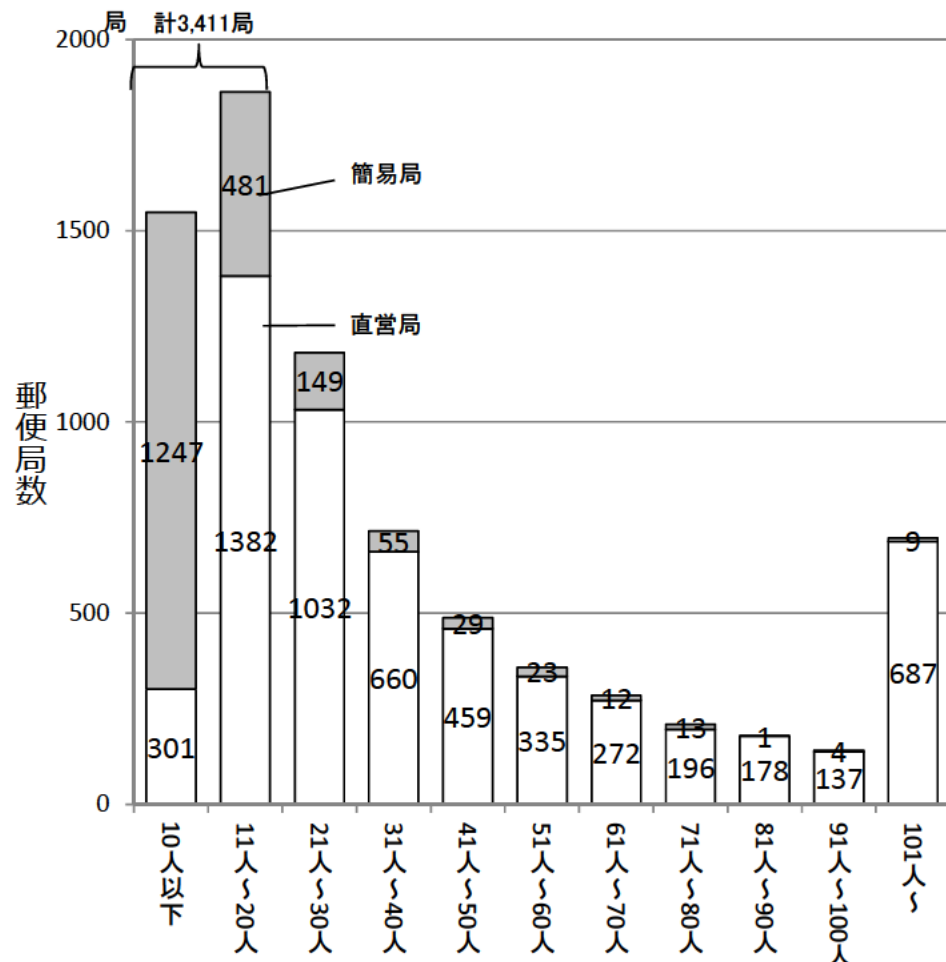
4 過疎地における郵便局の利用状況

- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数(※)20人/日以下。
- そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易郵便局。

平均窓口来客数は、過疎地の郵便局が41人/日であり、過疎地以外の郵便局が131人/日。

※ 郵便局の業務量から、当該局窓口(ATM利用を除く)における来客数を推計したもの

過疎地における郵便局

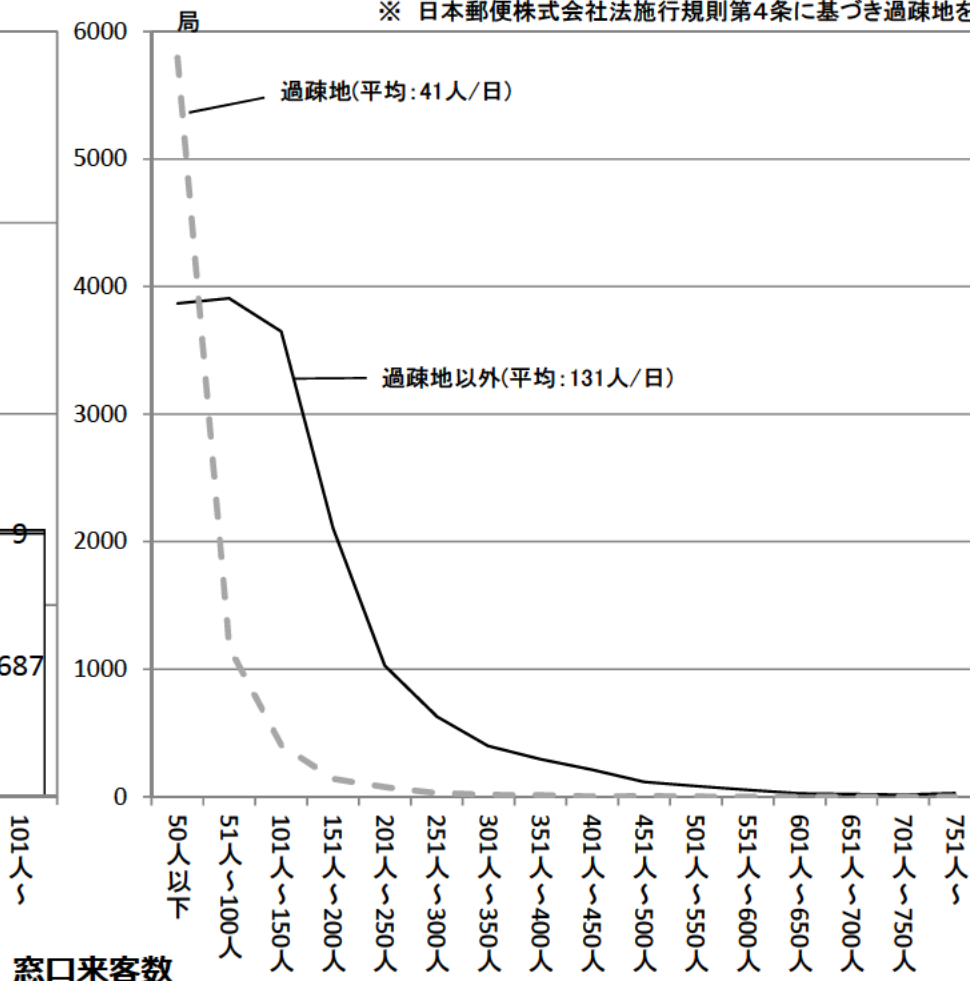


※ 窓口来客数データがない局(郵便専門局及び期間限定開設局)を除く

全郵便局

2015年度データを基に作成

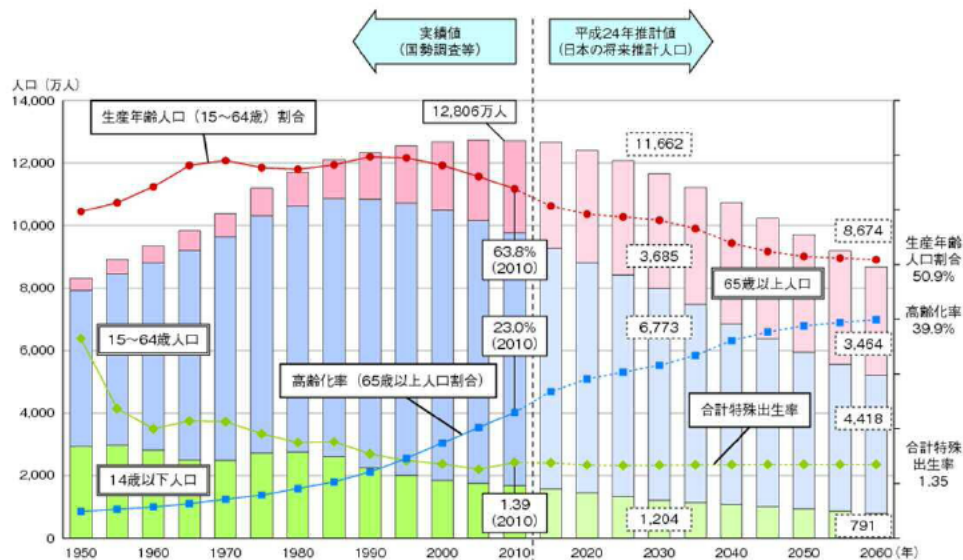
※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条に基づき過疎地を区分



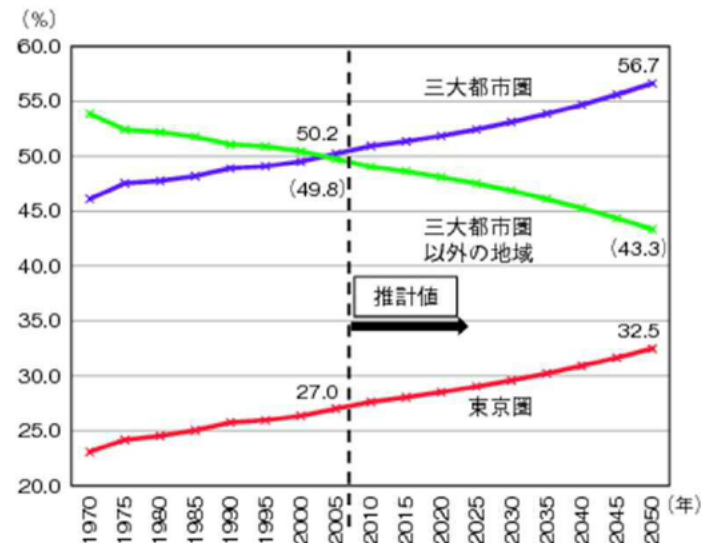
過疎地における郵便局ネットワークの維持

日本の社会において急速に進行している、少子高齢化、都市部への人口集中と過疎地の人口減少という現象を踏まえると、今後も効率的な経営に努めていくものの、現在の仕組みでこのまま過疎地の郵便局について、ユニバーサルサービスを維持し続けることが可能かは重要な課題と認識。

(参考)今後想定される人口移動等(総務省HP<平成24年版情報通信白書>から抜粋)



日本の人口推移



三大都市圏及び東京圏の人口が総人口に占める割合

V 郵便局店舗の最適配置のための取組

1 郵便局店舗の最適配置のための取組

- 郵政グループの事業を支える大切なインフラである郵便局ネットワークの価値を高めることを目的として、地域の変化に対応した最適な店舗配置に取り組んでいる。
- 具体的には、人口が増加している地域等へ新規出店を進めるとともに、お客さま利用の少ない既存郵便局を他地域に再配置することにより、利便性の高い場所への店舗出店等を実施している。
- また、都市部の郵便局の統廃合や過疎地等におけるユニバーサルサービスを確保しつつ、需要規模に応じた運営形態の見直しも進めている。

民営化以降の取組

	都市部の郵便局の統廃合	需要規模に応じた運営形態の見直し等		郵便局の新規出店	自治体施設の空きスペースへの移転
		運営形態の見直し	廃止		
局数	93局	29局	4局	29局	12局

- 都市部においては、郵便局が稠密に配置されており、自社競合が起きている場合は、周辺の郵便局の距離と窓口来客者数を踏まえ、個別事情を整理の上、統廃合を実施。
- それにより、都市部における郵便局の最適配置を実現。

統廃合した事例

○ 日本橋南郵便局

(東京都・2011年8月2日統合)

立地や施設の課題を有した郵便局を統合し、サービス体制を充実させ利便性を高めた大型の店舗を表通りに出店。



(民営化以降 93局実施)



Copyright(C)2016 ZENRIN CO.,LTD.
(Z16LE第794号)

- 郵便局の新規出店については、住宅開発や新駅が開業した地域等人口が増加している地域で、駅周辺や大型商業施設等のお客さま利用の拡大につながる場所へ積極的に出店。

新規出店した事例

- つくば研究学園郵便局

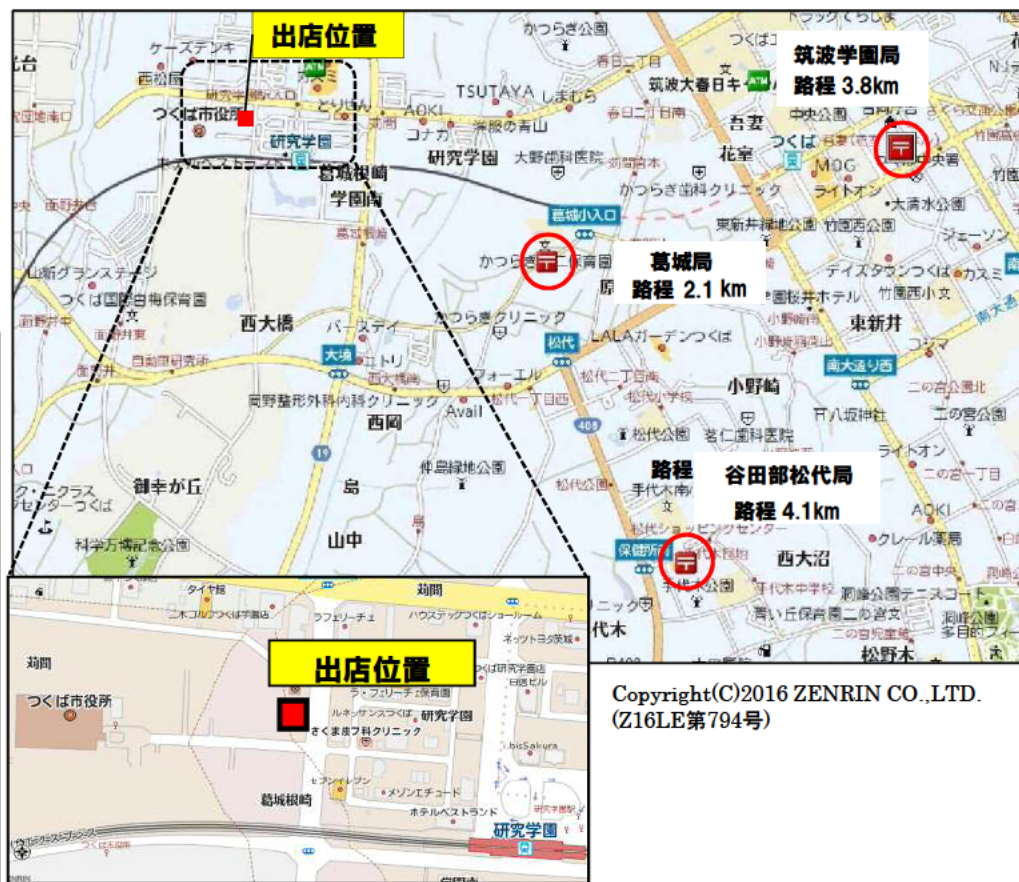
(茨城県・2015年6月1日開局)

研究学園駅(つくばエクスプレス)の開業以降、住宅開発が行われ、人口が増加したことにより、十分な需要が見込まれたため、同一エリア内のお客さま利用が少ない郵便局を廃止し出店(再配置)。

<参考> 商圏人口16,521人(2016年4月1日現在)



(民営化以降 29局実施)



Copyright(C)2016 ZENRIN CO.,LTD.
(Z16LE第794号)

- 郵便局利用者が少ない地域において、サービスの提供を継続するため 需要規模に見合った運営形態の簡易郵便局に局種変更。
- 一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局や著しく需要が少ない直営の郵便局において、地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民の日常生活上の導線等から他の郵便局を容易に利用できるものについては、整理を進めています。

民営化以降 運営形態の見直し 29局
廃止(過疎地域) 4局

簡易郵便局へ局種変更した事例

- 西山郵便局
(鹿児島県・2016年2月15日局種変更)
局舎の老朽化が著しい上、利用者が少なく、営業を継続させることは困難な直営郵便局を、需要規模に見合った簡易郵便局に局種変更。



Copyright(C)2016 ZENRIN CO.,LTD. (Z16LE第794号)

- 市町村合併などにより生じた支所等の空きスペースに移転することにより、ワンストップサービスを実現し、利便性と集客力の向上を図る。

〔 民営化以降 12局実施 〕

町役場の駐車場へ移転した事例

- 楢葉郵便局
(福島県・2015年10月13日移転)
楢葉町役場の敷地内駐車場へ移転し、一時閉鎖から再開。



民営化以降の実施局

No.	都道府県	郵便局名	施設名	移転日
1	香川県	琴南郵便局	まんのう町琴南支所	2008年 4月28日
2	香川県	大野原郵便局	観音寺市大野原支所	2008年 9月 8日
3	茨城県	瓜連郵便局	那珂市瓜連支所	2009年10月19日
4	香川県	国分寺郵便局	高松市国分寺支所	2010年 9月 6日
5	岩手県	田老郵便局	宮古市田老総合事務所	2011年10月 5日
6	徳島県	東祖谷郵便局	三好市東祖谷総合支所	2012年 1月30日
7	神奈川県	秦野緑郵便局	秦野市保健福祉センター	2012年10月29日
8	北海道	一ノ橋郵便局	下川町一之橋住民センター	2012年11月19日
9	鳥取県	福部郵便局	鳥取市福部町総合支所	2014年 3月24日
10	北海道	沼ノ沢郵便局	旧夕張市立緑小学校	2015年 6月22日
11	福島県	楢葉郵便局(仮設)	楢葉町役場	2015年10月13日
12	鹿児島県	百引郵便局	鹿屋市輝北総合支所	2016年 3月22日

VI 簡易郵便局に対する取組

1 簡易郵便局の受託者の確保と受託者の属性

- 簡易郵便局は、日本郵便株式会社から郵便局窓口業務を第三者(受託者)に委託して運営。
- 簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。
- 簡易郵便局の約9割が個人による受託であり、そのうちほとんどの局が全業務(郵便・貯金・保険)を実施。

1 受託者確保の取組

簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。周知方法は、公募の内容を周辺の郵便局に掲示するほか、日本郵便株式会社ホームページ上に募集地域を掲載。

2 受託者の属性

(2016年7月末現在の営業中局数)

	局数	内訳				
		郵便を実施	貯金を実施	為替を実施	振替を実施	保険を実施
地方公共団体	107	107	106	107	107	70
農協	175	175	49	165	165	16
漁協	34	34	17	28	28	11
その他法人	119	119	108	109	109	98
個人	3,576	3,576	3,564	3,566	3,566	3,521
合計	4,011	4,011	3,844	3,975	3,975	3,716

- 一時閉鎖(主に受託者からの契約の解除によって窓口営業ができていない状態)を解消する取組を継続して実施しており、郵政民営化時点より一時閉鎖となっているものは減少している。
- 今後も再開による一時閉鎖の解消に取り組む。なお、一時閉鎖が長期化している簡易郵便局で、お客さまの利用に支障がないものについては、整理を進めている。

1 一時閉鎖局の解消

民営分社化を機に簡易郵便局の一時閉鎖数が2008年5月末に一時454局まで増加したが、再開に向けた取組の結果、2016年3月末で258局に減少。

2 今後の取組

引き続き新たな受託者の確保に努め、一時閉鎖の解消に取り組む。

なお、一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局で地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民が他の郵便局を容易に利用することができるものについては、整理を進める。

	一時閉鎖簡易局数	前時点からの増減数	増減内訳			
			再開局数	一時閉鎖局数	廃止・局種変更局数	
2007年10月1日	417	—	—	—	—	うち、一時閉鎖が長期化 ^{※2} していた簡易郵便局の廃止
2008年3月末	438	21	19	42	2	
2008年5月末	454	16	9	26	1	
2009年3月末	354	▲100	175	79	4	
2010年3月末	242	▲112	172	60	0	
2011年3月末	255	13	124	137	0	
2012年3月末	228	▲27	104	77	0	
2013年3月末	232	4	61	65	0	
2014年3月末	221	▲11	84	73	0	
2015年3月末	218	▲3	46	70	27	
2016年3月末	258 ^{※1}	40	39	89	10	10
民営化後累計	—	▲159	833	718	44	36

※1: 簡易郵便局の一時閉鎖局数(258局)のうち、14局は東日本大震災によるものであり、その他の主な理由は以下のとおり。

個人受託者の病気・高齢等(約53%)、農協・漁協の統廃合・人員削減等(約21%)、受託者死亡等(約25%)、地方公共団体からの申し出(約1%)。

※2: 民営分社化時点で委託契約が無く、局舎等の実態が無くなっていた簡易郵便局。 38